

松本市災害廃棄物処理計画（令和6年度改定版）（案）に対する  
パブリックコメントの結果について

1 募集期間

令和7年1月15日（水）から2月13日（木）まで

2 募集方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 窓口（環境・地域エネルギー課、行政情報コーナー及び各地区地域づくりセンター）

3 実施結果

- (1) 件数  
7件（1人）
- (2) 提出方法  
FAX
- (3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正するもの	4件
イ 趣旨同一の意見	意見等と同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	なし
ウ 参考とする意見	今後の参考とするもの	なし
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	3件
オ その他	その他の意見	なし
計		7件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	該当箇所	意見等の概要	市の考え方
1	p.19 【第1編】 第6章 災害廃棄物の処理主体及び役割	事業者のところに発災前にできることをお願いすることを入れるべきではないか。	【ア 反映する意見】 下記のとおり原案を修正します。 発災前 事業場の耐震化、機器やオフィス家具の固定等を行い、地震による事業場の倒壊、機器等の転倒防止に努める。 大雨が予想される場合、事前に事業場周辺の側溝のごみや泥等を除去し、浸水防止に努める。

			有害物や危険物等の災害時に配慮が必要なものについては、保管量等を把握するとともに、厳重な保管を行い、飛散・流出の防止に努める。
2	p. 21 【第2編】 第1章 基本的事項	表2. 1. 1の処理方針4の内容は安全と衛生の確保であり、安全と衛生の確保に努めるではないのか。	【ア 反映する意見】 安全と衛生の確保に関する環境省災害廃棄物技術指針を参考に、下記のとおり原案を修正します。 安全と衛生を確保するための対策を徹底する。
3	p. 23 【第2編】 第1章 基本的事項 2 組織体制・指揮命令系統 (2) 災害廃棄物処理を実施するための組織体制及び業務内容	図2. 1. 1の第1副本部長が副市長の役割になっているが、副市長は2人体制なので修正すべきではないか。	【ア 反映する意見】 下記のとおり原案を修正します。 第1副本部長(副市長)、 第2副本部長(副市長)
4	p. 39 【第2編】 第1章 基本的事項 7 市民等への啓発・広報	表2. 1. 15が最後の5だけ改行されていてわかりにくい。また文章最後の文字が赤になっているので修正した方がよいのではないか。	【ア 反映する意見】 ご指摘のとおり原案を修正します。
5	p. 45 【第2編】 第2章 災害廃棄物の処理対策 1 地震災害 (2) 地震に伴う災害廃棄物発生量等の推計 図2. 2. 1 以降の深志中、深志北、深志南となっている図表全て	深志中、深志北、深志南ではなく、深志北、深志中、深志南の表記順ではないか。	【エ 対応が困難な意見】 本市では、第一地区がある深志中を先頭に置く並び順でブロックの記載順を統一しているため、原案のままとします。
6	p. 50～51 【第2編】 第2章 災害廃棄物の処理対策 1 地震災害 (4) 地震に伴う災害廃棄物の処理フロー	令和7年から10年のエコトピア山田が整備中の処分場について記載すべきではないか。	【エ 対応が困難な意見】 p. 30～31に最終処分場の現状を記載しています。 また、エコトピア山田再整備期間中(令和7年度から9年度)、新一般廃棄物最終処分場供用開始後(令和10年度以降)いずれの

			<p>期間も、市域内で処理できない量の災害廃棄物が発生した場合における最終処分先は決まっていません。</p> <p>そのため、「市域外処理・民間事業者処理委託」で処理することを明確化していますので、原案のままとします。</p> <p>引き続き、災害に備えて廃棄物処理業者の情報を収集するとともに、大規模災害時には、国や県等と連携し、適切な処分先を決定してまいります。</p>
7	<p>p. 108 【第2編】 第2章 災害廃棄物の処理対策 10 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策 (5) その他の対応に配慮が必要なもの ウ 思い出の品等の取扱い</p>	<p>&lt;回収対象&gt;で貴重品は貴金属となっているが、株券、金券、商品券、古銭は回収対象としないのか。また、速やかに警察にと書いてあるがどうなのか。</p>	<p>【ア 反映する意見】 下記のとおり原案を修正します。 所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属類等） 破線項目 &lt;想定される回収対象&gt; 位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、株券、金券、商品券、古銭、貴金属類、パソコン、HDD、携帯電話、スマートフォン、ビデオ、デジカメ等 貴重品は、市で管理することが困難なため、平時と同様に遺失物法に基づき、速やかに警察に届ける対応とします。そのため、原案のままとします。</p>